破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１３号

長崎県五島市三井楽町濱ノ畔982番地
債務者　網本　定信
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　航
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年11月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第４７号

福岡県京都郡苅田町大字新津1471番地11
債務者　高塚　　彰
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４８９号

仙台市太白区柳生７丁目22番地１　アトリウムコーツ503号、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字御狩屋159番地47
債務者　山本　英幸
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号

福岡県鞍手郡鞍手町大字木月2230番地
債務者　行實　　勉
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１５１９号

愛知県北名古屋市六ツ師女夫越135番地８
債務者　髙橋喜美男
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　勤也
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２号

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2101番地２　アルテナードＢ203、前住所栃木県足利市今福町345番地３
債務者　芝宮　市昭
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀岡　康一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４０号

三重県松阪市小黒田町376番地49
債務者　黒本　英一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０９号

山口県下関市富任町６丁目18番18号　下関病院、住民票上の住所山口県下関市彦島西山町３丁目24番14号
債務者　名越商店こと　名越　靖弘
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　康路
4　破産債権の届出期間　平成24年10月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号

静岡県富士宮市万野原新田3208番地の６　パークホームズ24―301
債務者　室井ケンジこと　ムロイ　ジョージケンジ
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３６１号

兵庫県姫路市夢前町前之庄2239番地１
債務者　橋本　晋吾
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３９号

函館市昭和４丁目７番５―201号
債務者　岩下　明美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号

函館市昭和２丁目20番13号
債務者　貴俵　正和
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１００１号

埼玉県川口市幸町１丁目１番27―203号　イハセビル
債務者　野中　昭徳
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号

新潟県長岡市関原町３丁目乙148番地
債務者　宇佐美利榮子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係